

自治が変わる・自治を変える

# SAITAMA 自治研通信

【発行】公益財団法人埼玉県地方自治研究センター 【住所】埼玉県さいたま市浦和区高砂 4-3-5 県労評会館

【TEL】048-816-8866

【FAX】048-836-1113

【HP】<http://www.saitama-jichi.jp/>【Eメール】[info@saitama-jichi.jp](mailto:info@saitama-jichi.jp)

## 学校給食費の公会計化を考える視点

文部科学省が、学校給食費等の公会計化を推進する通知を7月31日に出しました。通知に関して当会会員で長年この問題に取り組んでこられた中村文夫さんから4点を指摘した見解を記した文書をいただきましたのでご本人の了解を得て掲載させていただきます。

## 文部科学省「学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について」(2019年7月31日通知)を読む

教育行財政研究所主宰 中村文夫

1、「学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について」には、1、ガイドラインの作成、2、地方公共団体の業務として明記、3、学校給食費以外の徴収金についても徴収・管理は地方公共団体の業務とする、と記されています。これで違法な集金業務からの解放が実現します。恣意的でずさんな、いわゆる不正経理は改善されます。

公会計化の第一義的な目的は、学校給食という自治体の事業が保護者からの徴収金で私的に処理されてきたことを戦後初めて地方自治法に沿っての改善に踏み込んだことです。

学校の働き方改革の視点からいえば、教員の業務量は軽減しても、教委事務局、学校事務職員の業務量が軽減されるとは限りません。保護者からの徴収という収入だけではなく、給食食材業者からの物品調達という支出にかかわる側面も忘れ

てはなりません。食材等の調達は一校規模では季節に左右される価格変動に十分に対応できないばかりか、特定業者に偏る調達のために割高の仕入れとなっている側面もあります。このよう実態は知られることなく給食費の高騰を招く要因の一つになっています。

どのように制度設計するのかについて設計段階から、中心となる教委事務局だけではなく学校の事務職員はもとより、自治体の保健福祉部門、会計・出納部門（債権管理部門）も参加することが重要です。さらに、徴収される保護者の代表も参加し利便性を高める視点からの意見を反映できる仕組みが、「学校給食費の公会計化等準備チーム」には必要です。教員のみならず公教育にかかわるすべての職員の働き方改革につながる公会計化のためには、このような準備チームで意見の疎通を図る必要があります。

2、学校給食費の公会計化は、私会計という長年の悪弊を改善したいとする学校、教育委員会だけではなく、首長部局でも課題として認識されてきました。その結果32%の自治体で公会計が進められています。しかし、ネックとなってきたのは、公会計化の財源の捻出でした。どこの自治体でも容易に公会計を実施するためには、文科省による財源の確保が必要です。残念なことに、通知文には文科省自身の財源確保には触れていません。

文科省の設定した画期的なガイドラインの実施には、公会計化のシステムの設

計、運用と維持要員費用がかかります。とくに導入・移行期には私会計と公会計の二重執行も考えられます。新たな会計システムの開発と要員確保費用は、各自治体任せにしてはなりません。自治体が公会計をするための財源措置として、「教育のICT化に向けた環境整備5ヶ年計画」は活用できないのでしょうか。単年度1805億円が5年間続きます。1805億円からの捻出かあるいは別の新規財を、文科省は、至急に明らかにする必要があります。保護者、教育関係者、自治体関係者、議会関係者は、こぞって文科省に財源確保を緊急要請することが重要です。

3、学校で徴収される税外負担は、学校給食費だけではありません。補助教材費や修学旅行費など多様な品目が校長判断で存在します。これらも私会計によりずさんで恣意的な取り扱いが行われています。それは学級担任をはじめ学校職員への多大な負担を伴っています。教員の働き方改革を考えても、学校給食費だけの公会計化システムによる自治体一括管理は中途半端であり、軽減されたという意識にはなりにくいのではないのでしょうか。保護者にとっても学校給食費以外は従前の通りでは違和感はぬぐえません。そして学校にはほぼ一人しかいない学校事務職員と教育委員会担当者にのみ業務が集中すれば、多忙感が生じます。制度設計段階においての十分な意思疎通と将来を展望した設計が望まれます。

4、学校徴収金は、保護者に義務教育の税外負担をさせることで学校教育が成り立つという先進国とは思えない仕組みです。義務教育は無償であるという近代

公教育の原則に沿った改善に結びつけていくための一里塚が、公会計化なのです。**無償であれば、就学援助という制度は必要がありません。**このような戦後の課題を改革する第1歩が踏み出せたことは、遅いとはいえないへん有意義なことです。具体化の時なのです。

#### 文部科学省の通知

元文科初第561号  
令和元年7月31日

各都道府県知事殿

各都道府県教育委員会教育長殿

各指定都市市長殿

各指定都市教育委員会教育長殿

文部科学省初等中等教育局長  
丸山 洋司

#### 学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について（通知）

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31年1月25日中央教育審議会。以下「答申」という。）において、学校給食費や教材費、修学旅行費等の学校徴収金については、先進的な地方公共団体の取組を踏まえれば、未納金の督促等も含めたその徴収・管理について、基本的には学校・教師の本来的な業務ではなく「学校以外が担うべき業務」であり、地方公共団体が担っていくべきであるとされたところです。

特に、学校給食費については公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべきとされた答申を受けて、この度、文部科学省においては、地方公共団体にお

ける学校給食費の公会計化を促進し、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことにより、公立学校における学校給食費の徴収・管理に係る教員の業務負担を軽減することなどを目的として、別添のとおり「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を作成し、文部科学省のホームページ（学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について（通知））においても公表しております。各地方公共団体におかれては、本ガイドラインを適宜参考として、学校給食費の公会計化の取組を一層推進いただきますようお願いいたします。

さらに、学校給食費以外の教材費、修学旅行費等の学校徴収金についても、答申を踏まえ、未納者への督促等を含め、徴収・管理を地方公共団体の業務とすることや学校を経由せずに保護者と業者等の間で支払いや徴収等を行う方法など、学校の負担軽減を図る取組の推進について、引き続き適切な対応をお願いいたします。

また、都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。以下同じ。）町村教育委員会及び市町村長に対して、本件の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」は文部科学省のホームページから閲覧できます。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sport/syokuiku/\\_icsFiles/afieldfile/2019/07/31/1419091\\_1\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/sport/syokuiku/_icsFiles/afieldfile/2019/07/31/1419091_1_1.pdf)

### 学校職員を守るためにも公会計化が必要—組織の内部統制と不正

中村氏の指摘とはやや別の観点から、公会計化の重要性を強調しておきたい。

船橋（事務局長）は、自治体職員時代に市町村共済組合の監事の任に就いたことがあり、自治労でも監査役を仰せつかっていました。その経験から組織の内部統制について学習する機会がありましたが、任意組織や成熟していない会社組織などに比較すると、「役所」は内部統制が形式的にも実質的にも機能している組織と言えます。

内部統制の実質化は、組織トップから末端までの倫理観が一致していて、それが組織構成においても貫かれていることが必要です。たとえば役所において発注は担当課、工事完了検査や発注品の納品検査は検査課で行い、検査課の合格証がない限り会計課が支払いをすることはありません。各課には担当者のほかに管理職が存在し、その管理職の承認がなければ次の段階に進むことができない仕組みになっています。契約から支払いまで少なくとも3つの部署が介在しています。それぞれが牽制する仕組みになっていますから、充実した内部統制の仕組みと言えます。さらに高額な発注に関しては議会の議決も必要になります。

公金の収納などにおいても、市税や保険税などの収納は担当課と会計課双方で収納状況を把握していますし、振込を扱う銀行など第三者も関与しています。

倫理観について、「すべてが市民から預かっている公金」という当たり前の倫理観が大前提となっています。その上で市

長などトップは政治家であり選挙で選ばれていますから、不正に関与すれば司直の手だけでなく、選挙によってその地位を失います。

一般の公務員は、地方公務員法によって身分が保証され、同時に、労働組合を組織する権利と人事院勧告制度などによって、一定の給与が保障されています。これでワイロなどを拒否できます。一方、不正に関与すればその職を失う危険があり、高い倫理観を保つことが可能です。

### 役所の内部統制からはみ出す組織と、そこで働く危険性

前述したように、通常の役所の中では不正は起きにくい仕組みになっていますが、学校給食費のようにこの仕組みからはみ出して、「校長名義の給食費通帳」や第三者を含めた組織の〔PTA会費〕の取り扱いは職員にとって大変な危険性をはらんでいます。それは、関係者が極端に少ないこと、給食費の場合、校長・教頭・事務職員・担当教員・自校方式なら食材発注に関わる栄養士でしょうか。関係者が少ないと、悪意はなくてもお金が恣意的に取り扱われる危険性があり、そうでなくても一人の勘違いで、重大な結果を招く事例もあります。県内でも三学期の給食食材費が足りなくなってしまった事例がありました。

学校に限らず「外郭団体の事務局」を担当している場合も危険がはらんでいます。私も現役時代係長をしていた時に、2つの外郭団体の事務局を担当し、その団体の通帳・印鑑・現金を預かっていたことがあります。別な部署で外郭団体のお金の取り扱いに不正が発覚し、現金や通

帳を会計課に預けるようになりホッとしたものです。現在は事務局も役所職員が引き受けず、団体の役員が直接担当するようになっているようです。

役所の不正経理などのニュースは無くなりませんが、注意してみると外郭団体からみや現金取り扱いのある部署の事件がほとんどです。

### 人の弱さをカバーする内部統制と生活を保障する労働条件

人に高い倫理観を求めることは不可能ではありませんが、人の心は弱い部分もあるので、それを補充する仕組みが重要です。現金取り扱いをなくしてしまえばかなりの不正・誤りを防げます。

「目の前に現金があったら、特に商売人はそれを放っておけない」ので、**預かり消費税**は税金の中で一番脱漏が多いといわれています。また、おつりを用意したり、現金をちょっと立て替えたりすることも誤りのきっかけになります。

どうしても現金で税などを収納しなければならぬとき、通し番号のついた伝票と、その伝票と現金を管理する集金人以外の担当者の存在が欠かせません。これらの仕組みを作っていくことが内部統制ということになります。

倫理観と賄賂という問題もあります。これは賃金をはじめとした労働条件の確立が最も重要であると考えます。

加えて、トップリーダーの倫理観です。森友・加計学園問題に見られる「お友達優遇」が社会で糾弾しきれないことが、政治家のモラルの退廃、役人のモラルの低化を防げない結果を生んでいると言えるのではないのでしょうか。